省令

○外務省令第十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

外務大臣　河野　太郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一章　内部部局等	**第一章**　内部部局等
第二節　総合外交政策局	**第二節**　総合外交政策局
（政策企画室並びに主任外交政策調整官、外交政策調整官及び企画官）	（政策企画室並びに主任外交政策調整官、外交政策調整官及び企画官）
第十一条　総務課に、政策企画室並びに主任外交政策調整官一人、外交政策調整官三人及び企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第十一条**　総務課に、政策企画室並びに主任外交政策調整官一人、外交政策調整官三人及び企画官三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～6　［略］	2～6　［同上］
（国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙・サイバー政策室）	（国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室、宇宙室及びサイバー政策室）
第十二条　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙・サイバー政策室を置く。	**第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室、宇宙室及びサイバー政策室を置く。
2～7　［略］	2～7　［同上］
8　宇宙・サイバー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	8　宇宙室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙及びサイバーに関するものの企画及び立案に関すること。	一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙に関するものの企画及び立案に関すること。
二～六　［略］	二～六　［同上］
9　宇宙・サイバー政策室に、室長を置く。	9　宇宙室に、室長を置く。
［削る］	
第十節　国際法局	
（海洋法室及び国際裁判対策室）	
第四十三条　［略］	
2・3　［略］	
4　国際裁判対策室は、国際司法裁判所、常設仲裁裁判所及び国際刑事裁判所における裁判手続並びに海洋法に関する国際連合条約の下での裁判手続に関し、次に掲げる事務をつかさどる。	
一～三　［略］	
5　［略］	
10　サイバー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうちサイバーに関するものの企画及び立案に関すること。	
二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。	
11　サイバー政策室に、室長を置く。	
第十節　国際法局	
（海洋法室及び国際裁判対策室）	
第四十三条　［同上］	
2・3　［同上］	
4　国際裁判対策室は、国際司法裁判所、常設仲裁裁判所及び国際刑事裁判所における裁判手続に関し、次に掲げる事務をつかさどる。	
一～三　［同上］	
5　［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。